

2024年8月30日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2024/8)

Contents

- I. 確約手続きにかかる公正取引委員会の新たな方針
- II. 大韓航空によるアジアナ航空の株式取得に関する公取委の審査結果の公表
- III. 2024年5月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News (受賞歴)

I. 確約手続きにかかる公正取引委員会の新たな方針

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 清水 ゆうか

1. はじめに

公正取引委員会は、令和6年7月3日の事務総長会見において、確約手続きにかかる新たな対応方針を公表した。具体的には、①確約措置の履行期間をこれまで3年としていたものを原則5年とすること、②確約措置全体の履行について、外部専門家による監視を積極的に活用すること、さらには③市場への影響、社会的影響などの大きな事案などにおいて、特に必要があると判断される場合には、公正取引委員会が自ら罰則付きの調査権限の規定を適用し、直接の関係者のみならず、取引先事業者や競合他社などに対しても、履行状況の確認などを行うことを公表した¹。

確約措置は、平成30年12月1日に施行されて以降、令和6年6月まで合計19件が認定されたと公表されている。公正取引委員会としては、これまでの確約措置の履行が不十分であったとの立場ではないものの、効果的かつ実効的な確約手続を運用するために執行強化する方針を公表したものと考えられる。

以下では、確約手続及び新たな方針の内容等について概要を紹介する。

1 「令和6年7月3日付 事務総長定例会見記録」(公正取引委員会)

https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2024/jul_sep/240703.html

2. 確約措置について

(1) 確約措置とは

確約措置とは、確約手続の一環として、違反被疑行為を行っている又は行っていた事業者(以下「違反被疑行為者」という。)が公正取引委員会に提出する確約計画に記載される、排除措置又は排除確保措置の総称をいう。

そもそも確約手続は、独占禁止法違反の疑いについて、競争上の問題の早期是正を目的として、公正取引委員会と事業者の合意によって自主的に解決するための制度である。確約措置は、上記確約手続の趣旨を全うするための1つの手段であり、競争秩序の回復の確保又は競争に悪影響を与える将来の行為の予防を目的とする。

(2) 確約手続の流れ

確約手続は、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反する事実があると思料する場合において、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときに行われる、違反被疑行為者に対する「確約手続通知」を端緒とする。

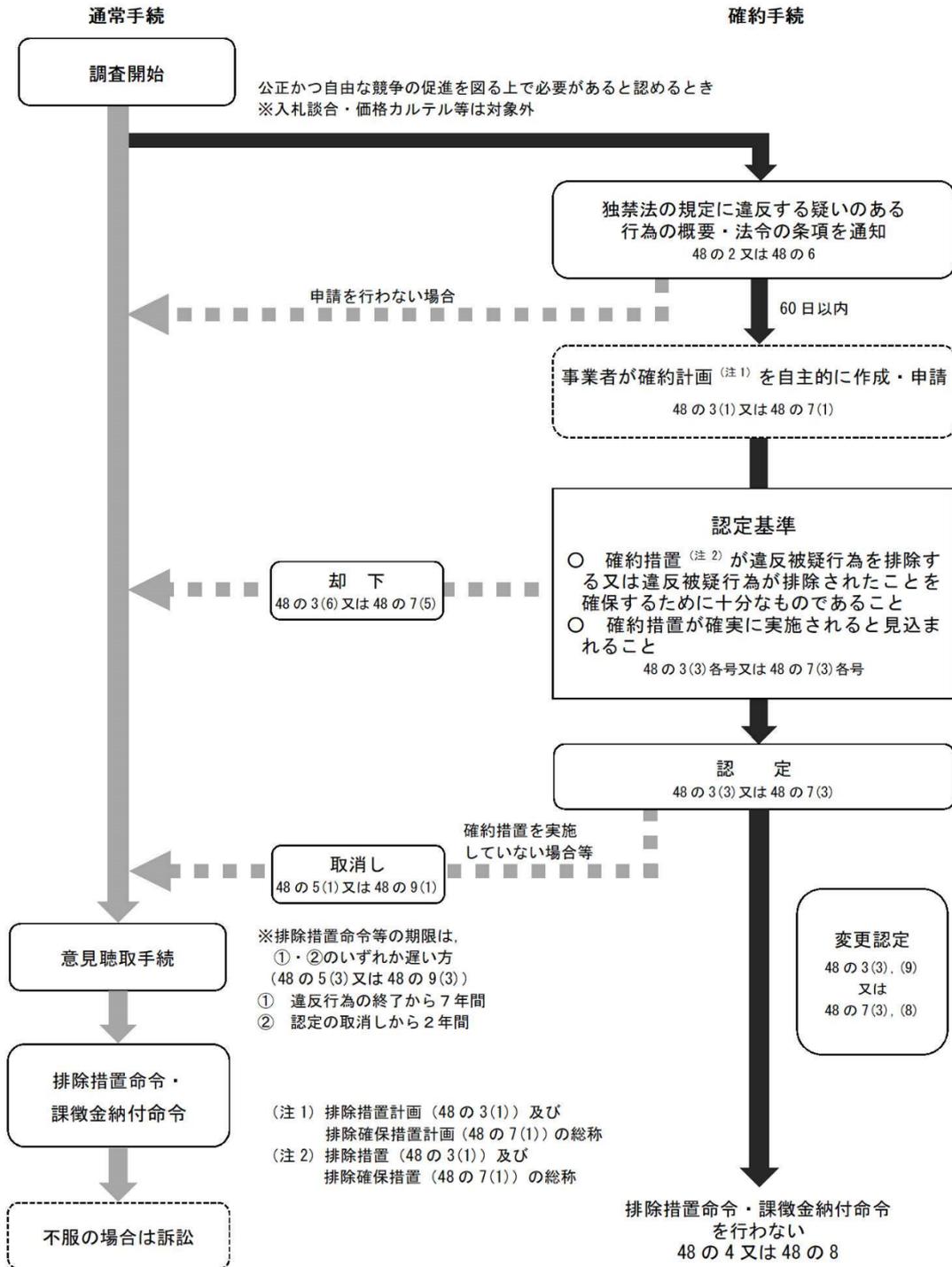
当該通知を受けた違反被疑行為者は、確約手続の利用を希望する場合には、独占禁止法 48 条の 2 又は 48 条の 6 の規定に基づき、以下の 3 つの事項を記載した書面を、公正取引委員会に提出し、「確約認定申請」を行う。

- ① 違反被疑行為の概要
- ② 違反する疑いのある又はあった法令の条項
- ③ 違反被疑行為を排除するために必要な措置の実施に関する排除措置計画又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために必要な措置の実施に関する排除確保措置計画(以下「確約計画」という。)による認定の申請をすることができる旨

違反被疑行為者から確約認定申請を受けた公正取引員会は、提出された確約計画が、独占禁止法 48 条の 3 第 1 項各号又は 48 条の 7 第 3 項各号に規定される要件(以下「認定要件」という。)に適合するかを審査し、認定要件に適合すると判断した場合に、確約計画を認定する。

確約計画が認定された場合、違反被疑行為及び確約措置にかかる行為について、違反被疑行為者に対し、公正取引委員会が法的措置(排除措置命令及び課徴金納付命令)を行わないという効果が生じる。

確約手続



(出典:公正取引委員会「[確約手続](#)」)

(3) 確約措置の内容²

ア 判断基準

確約措置の内容は、公正取引員会が確約計画を認定するか否かを判断するための重要なものとなる。当該判断は、事案に応じて個別具体的に行われるが、公正取引委員会は、上記確約措置の目的に鑑み、競争秩序の回復の確保又は将来の不作為の確保の観点から、確約措置が下記 2 点を満たすかを確認する。

① 措置内容の十分性

提出された確約計画における確約措置が、違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであるか否かが、確約計画認定の際の 1 つの試金石となる。

この判断は、過去に排除措置命令等で違反行為が認定された事案等のうち、行為の概要、適用条項等について、一定程度合致すると考えられる類似事案の措置の内容を参考にして行われる。

② 措置実施の確実性

確約措置の内容が十分であった場合でも、それが実施されなければ意味がない。そこで、当該措置が実施期限内に確実に実施されると見込まれるものであることが、確約措置認定のための 2 つ目の判断基準となる。

例えば、確約措置の内容として、契約変更を伴うなど第三者と違反被疑行為者との合意が必要な場合には、当該第三者との合意を確約認定申請時まで成立させなければ、措置実施の確実性を満たさないと判断される可能性が高くなる。

イ 典型例

確約措置の内容は、個別事案によって異なるものの、以下のような事項が、典型的な措置内容として確約計画に記載されることが多い。これら複数ある事項のうち、単体の確約措置のみで認定要件に適合すると判断される場合もあるが、いくつかの確約措置を組み合わせることで、認定要件が充足する場合もある。

- ① 違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認等
- ② 取引先等への通知又は利用者等への周知
- ③ コンプライアンス体制の整備
- ④ 契約変更
- ⑤ 事業譲渡等
- ⑥ 取引先等に提供させた金銭的価値の回復
- ⑦ 履行状況の報告

3. 確約措置についての新たな方針

(1) 確約措置の履行期間の延長

ア 従来の履行期間

上記のとおり、今まで計 19 件の確約措置の認定がされているところ、それら措置の履行期間はいずれも 3 年とされてきた。

² <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kakuyakutaiouhoushin.html>

イ 方針の変更

公正取引委員会は、被疑事実と同様の行為の再発防止を徹底する観点から、確約措置の履行期間を、3年から原則5年とすることとした。

この変更は、対象製品・サービスのライフサイクルや購入サイクルの期間の考慮を理由とする。例えば、ライフサイクルや購入サイクルが5年間程度である製品・サービスについては、3年の履行期間では、確約後の次の購入時まで取引状況を監視することができない。このように、監視期間が製品・サービスにかかる取引実態にそぐわない場合には、監視の実効性に欠けることになりかねない。そこで、取引実態に応じた監視期間を設定することで、再び被疑事実と同様の行為がされることをより確実に防止することを目的として、確約措置の履行期間が延長された。これは市場における競争状況の回復、又は競争に悪影響を与える行為を将来に向けて防止するという確約措置の趣旨に副うといえる。

上記のような延長の目的を踏まえると、例外的にライフサイクルや購入サイクルが長期間となる製品・サービスに関する確約措置については、必ずしも5年ではなくさらに長期間の確約措置となる可能性も考えられる。

(2)外部専門家による監視の積極的活用

ア 従来の監視方法

従来、確約措置は、基本的に違反被疑行為者が自ら履行し、その内容を公正取引委員会に報告するという形で実施されてきた。また、過去のケースにおいて、確約計画全体ではなく個別の確約措置について、第三者による定期的な監査や監視を付けることを内容とした確約計画が認定された事例はこれまでに存在した。

イ 今後の監視体制

公正取引委員会は、この度、確約計画全体の履行を第三者である外部専門家の監視の下に行わせ、又は、外部専門家にその履行の責任を持たせることとした。

公正取引委員会としては、従来の事業者による確約措置の履行が必ずしも不完全であるとは考えてはいないとのことであるが、事業者が自社のみで履行するよりも、独立性のある外部専門家の客観的な監視を経て実施する方が、確約措置の履行監視、履行確保がより確実になる。また、監視の対象も、事業者が自ら選択した特定の事項ではなく、確約計画全体の履行を対象とした方が、履行の確実性は高まる。このような観点から、今後は、原則として外部専門家による客観的な監視を経て確約措置を実施すべきという方針を採用したものと考えられる。

この変更の背景について、事務総長会見においては、何か特定の個別事案を直接のきっかけとして見直したということではなく、これまでの運用実績や外部からの意見、あるいは批判なども含め、確約手続のより効果的な運用や在り方を検討した結果であるとの説明がなされている。

監視主体となる外部専門家は、事業者を適切に監視し得る能力を有する独立した第三者であると公正取引委員会が認めた者とされる予定であり、具体的には弁護士や公認会計士がこれに該当するとされている。

(3)公正取引委員会による第三者に対する履行状況の確認

ア 公正取引委員会の権限

公正取引委員会には、独占禁止法第68条・47条に基づき、立入調査等の権限(同法47条1項各号参照)が与えられている。これは、確約計画が認定された後においても、特に必要があるときに、公正取引委員会が排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認められるようなことがあるかどうかを確かめるための権限である。

イ 今後の権限行使の方針

公正取引委員会は、特に重要な事案については、上記条項を適用して、事業者の確約措置が適切に履行されているかを確認するために、第三者ヒアリング等を実施する方針を明らかにした。

確約措置の履行を強化する観点から、従来事業者の責任で行われてきた確約措置の履行について、外部専門家による監視を要求するにとどまらず、特に必要があると判断される事案については、公正取引委員会が、罰則付きの調査権限の規定を適用し、直接の関係者のみならず、取引先事業者や競合他社などに対しても、履行状況の確認などを行うこととなる。

(4)「確約手続に関する対応方針」との関係

確約手続の運用について、公正取引委員会は「確約手続に関する対応方針」(最終改定令和3年5月19日)(以下「ガイドライン」という。)を公表している。公正取引委員会としては、この新たな方針の公表に伴い、ガイドラインを改定することは予定していないとのことである。そのため、上記各方針は、あくまで現在のガイドラインを前提として、具体的運用をする際に考慮されることになる。

4. おわりに

確約手続の利用は、事業者にとって、違反認定がなされないという観点で大きなメリットのある手続である。また、公正取引委員会にとっても、競争上の問題の早期是正を図ることが可能であることや、従来の排除措置命令では命じていなかった、納入業者に対する金銭的価値の回復といった措置を講ずるなど、事業者との協調によって、競争秩序の回復にとって必要な措置をより迅速かつ効果的に実現できるようになるなどのメリットがある手続である。一方で、独占禁止法の執行といった観点では、被疑事実を行った事業者が違法認定や課徴金納付命令を受けることがない点等を踏まえて、抑止力に欠ける、法執行として不十分である等の批判があったところである。今回の確約手続に対する新たな公正取引委員会の方針は、確約手続の大枠は変更せず、そのメリットは維持しつつ、確約措置の履行については厳しい監視を求めることで、確約手続に対する批判に一定程度対応するものではないかと考えられる。

以上

II. 大韓航空によるアジアナ航空の株式取得に関する公取委の審査結果の公表

弁護士 矢上 浄子/ 弁護士 李 直玟/ 弁護士 横山 萌香

1. 取引の概要

2020年11月、韓国国内首位の航空会社である大韓航空は、新型コロナの影響により経営難が続くアジアナ航空の63.9%の株式を取得すること(以下「本件取引」という。)を公表した。以降、日本の公正取引委員会(以下「公取委」という。)を含む14の競争当局による企業結合審査が行われ³、一部の当局からは問題解消措置を前提とするクリアランス(承認決定)が出されている。以下では、他の競争当局の審査状況も俯瞰しながら、2024年1月31日に公表された公取委の審査結果⁴のポイントについて紹介する。なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解に基づくものである。

2. 他の競争当局による審査状況

現時点(2024年8月30日時点)における他の競争当局の審査状況及び結果は以下のとおりである。

国・法域 (競争当局)	公表時期	審査結果・状況
米国(DOJ)	審査中	
EU(欧州委員会)	2024年2月	以下の問題解消措置を前提に承認決定 ・ 旅客:4路線(ソウルーフランクフルト/ローマ/パリ/バルセロナ)のティーウェイ航空への譲渡 ・ 貨物:アジアナ航空の貨物専用機を用いた貨物事業の第三者への譲渡
イギリス(CMA)	2023年3月	以下の問題解消措置を前提に承認決定 ・ 旅客:ソウルーロンドン(ヒースロー)路線のスロットの一部をヴァージン・アトランティック航空へ譲渡
中国(SAMR)	2022年12月	以下の問題解消措置を前提に承認決定 ・ 旅客:9路線(ソウルー張家界/西安/深圳、釜山ー青島/北京、ソウルー北京/上海/長沙/天津)への新規参入希望者へのスロット譲渡等の支援提供
オーストラリア	2022年9月	承認決定

3 大韓航空の2024年2月14日付けプレスリリース参照

<https://www.koreanair.com/contents/footer/about-us/newsroom/list/24-005--eu>

4 審査結果の詳細は、公取委の本件取引に係るプレスリリースを参照されたい。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240131_kiketsu_daikan.html

なお、上記リリースによれば、公取委は本件審査の過程で豪州競争・消費者委員会(AAA)、英国競争・市場庁(CMA)、米国司法省(DOJ)、欧州委員会(EC)、韓国公正取引委員会(KFTC)及び中国国家市場監督管理総局(SAMR)との間で情報交換を行ったという。

(ACCC)		
シンガポール (CCCS)	2022年2月	承認決定
韓国(KFTC)	2022年2月	以下の問題解消措置を前提に承認決定 ・ 旅客:ソウルー名古屋を含む26路線の新規参入希望者へのスロット譲渡、運輸権の開放等の支援提供、旅客運賃の引上げ制限、供給座席数の縮減禁止、サービスレベルの維持等
ベトナム(VCCC)	2021年11月	承認決定
マレーシア (MAVCOM)	2021年9月	承認決定(アジアナ航空がいわゆる破綻企業であることに言及)
フィリピン(PCC)	2021年5月	申告不要の確認
台湾(TFTC)	2021年5月	承認決定
タイ(TCCT)	2021年5月	申告不要の確認
トルコ(TCA)	2021年2月	承認決定

3. 市場画定について

(1) 国際航空旅客運送事業

旅客運送に従事する航空会社には、機内食や飲料が提供され、手荷物預かりやラウンジの提供といった付随サービスを追加料金なしで受けられるフルサービスキャリア(以下「FSC」という。)と、このようなサービスを簡素化することで低価格運賃を実現するローコストキャリア(以下「LCC」という。)がある。大韓航空とアジアナ航空はいずれもFSCであるが、消費者の求めるサービスという点でFSCとLCCの間に一定程度の需要の代替性が認められることから、公取委は両者を区別せず、「国際航空旅客運送役務」として役務範囲を画定した(もともと、FSCとLCCの差異は、後述する競争分析や問題解消措置の評価においても考慮された。)

地理的範囲については、特定の出発地空港と到着地空港を結ぶ路線ごとにそれぞれ市場が画定された。なお、同一の都市又はその近隣地域内に所在する空港は代替的に選択可能であるため、同一の地理的範囲として画定されている(いわゆるシティ・ペア。すなわち、成田空港及び羽田空港は「東京」、仁川空港及び金浦空港は「ソウル」として、それぞれ1つの市場と整理された。)

(2) 国際航空貨物運送事業

航空貨物運送に携わる事業者には航空会社(FSC及びLCC)のほか、集荷・配達までを一貫して行うインテグレーターと呼ばれる運送事業者も含まれる。もともと、公取委は、前者の需要者はフォワーダー(荷主からの集荷、空港への搬送、貨物の組付け、書類準備、通関、荷受人への配達等の貨物輸送に必要となる一連の業務を荷主に代わって行う事業者)であるのに対し、インテグレーターの需要者は主に荷主であり、需要の代替性は限定的であるため、同一の役務範囲ではなく隣接する役務に位置づけられるとし、本件ではインテグレーターを除く「国際航空貨物運送役務」として役務範囲を画定した。

そのうえで、日本－韓国間の貨物運送の需要者であるフォワーダーは、全国に国内陸上運送網を整備してお

り、日本及び韓国を最終発着地とするすべての路線を選択可能であるため、路線単位でなく国単位で地理的範囲が画定された。また、貨物運送では往復利用が想定されず、日本発韓国着便においては日本所在のフォワーダーが、韓国発日本着便においては韓国所在のフォワーダーがそれぞれ主たる需要者となることから、本件では特に日本の需要者への影響が大きい日本発韓国着の貨物運送について検討が行われた。

4. 競争分析について

(1) 経済分析の利用

本件取引に係る審査の特徴として、外部のエコノミストを起用した経済分析が重要な役割を果たしたことが挙げられる。

旅客事業については、①当事会社側から提出された「市場に存在する事業者数が 2 社から 1 社に減少しない限りは、事業者数は運賃に影響しない。」という分析結果の頑健性を確認するための価格分析、及び②GUPPI⁵を用いた値上げインセンティブの分析が行われた。

貨物事業については、①当事会社の運賃に関する月次データを用いた計量経済学的な価格分析、②需要者アンケート調査に基づく当事会社間の競争関係の分析⁶、③シミュレーション分析、④GUPPIを用いた値上げインセンティブの分析が行われた。

(2) 競争の実質的制限の検討

公取委は、上記(1)の経済分析に加え、以下の検討結果も踏まえ、本件取引により旅客運送のうち一部の路線、及び日本発韓国着の貨物運送について、競争が実質的に制限することとなると判断した⁷。

検討対象の市場	競争の実質的制限の検討
航空旅客運送の対象 10 路線のうち 7 路線(大阪―ソウル、札幌―ソウル、名古屋―ソウル、福岡―ソウル、大阪―釜山、札幌―釜山、福岡―釜山)	<ul style="list-style-type: none"> ① 統合後シェアが約 50%～75%と高い ② 特にソウル路線は、統合によりFSC 間の競争が失われる ③ 競争事業者からの牽制力が限定的 ④ 新規参入による競争圧力がない
日本発韓国着の航空貨物運送	<ul style="list-style-type: none"> ① 統合後シェアが 60%を超える ② 従前からアジアナ航空は大韓航空より安値を提示する傾向あり ③ 競争事業者の供給余力はあるが、大型貨物輸送、西日本発着等の点で差別化されている ④ 新規参入による競争圧力が限定的 ⑤ インテグレーター、海上輸送、経路便等の隣接市場の競争圧力

⁵ GUPPI(Gross Upward Pricing Pressure Index)は、企業結合による価格引上げのインセンティブの有無とその程度を評価するために用いられる指標であり、一般にGUPPIの値が 5%を超えると価格引上げのインセンティブがあると判断される。

⁶ フォワーダー各社に対するアンケート調査では、一方当事会社が 5%から 10%の値上げをした場合に一方当事会社の切替先となり得る航空会社を尋ねたところ、他方当事会社を選択する割合が最も高かったことから、当事会社が互いに最も密接に競争していることが示唆された。

⁷ 公取委は単独行動による競争の実質的制限のみを認め、協調行動による競争の実質的制限については認められないと判断している。

	も限定的 ⑥ 取引先変更が困難であり、需要者からの競争圧力も限定的
--	--------------------------------------

5. 問題解消措置について

公取委による上記の検討結果を踏まえ、大韓航空側から旅客事業・貨物事業それぞれについて以下の問題解消措置の申出がなされた。

(1) 旅客事業に関する問題解消措置

大韓航空は、懸念ありとされた 7 路線について、①一方当事会社グループの保有スロットを特定の国際航空旅客運送事業者に譲渡し、仮に②譲渡するスロットの数が保有スロット数に満たない場合、不足分について不特定の国際航空旅客運送事業者からのスロット譲渡要請に応じる(いわゆる「オープンスロット方式」)こと等を申し出た。

公取委は、上記問題解消措置が履行されれば、競争者の供給拡大及び参入促進により、新規の独立した競争者や有効な牽制力を創出することができ、本件取引によって失われる競争を回復できるものと評価した。

(2) 貨物事業に関する問題解消措置

貨物事業に関しては、①アジアナ航空の航空貨物運送事業を包括的に第三者に譲渡すること(以下「フレーター事業譲渡」という。)に加え、②大韓航空が供給する貨物運送スペースの一定数量を競争者に提供するいわゆるブロック・スペース・アグリーメント(BSA)を締結すること等の申出がなされた。

公取委は、これらの問題解消措置を組み合わせることにより、本件取引後の当事会社グループに対する有効な牽制力を創出することができ、本件取引によって失われる競争力を回復できるものと評価した。

(3) モニタリングトラस्टの起用

このほか大韓航空は、問題解消措置の履行確保を目的として、旅客事業と貨物事業の双方についてモニタリングトラस्ट(監視受託者)⁸を選任してそれぞれの履行状況を監視させること、またフレーター事業譲渡に関しては、必要に応じてディベスティチャトラस्ट(事業処分受託者)⁹を選任することを申し出た。公取委としても、このようなトラस्टの関与を有益と評価し、上記(1)(2)の問題解消措置の有効性を根拠づける重要な要素として考慮したものと考えられる¹⁰。

以上

8 問題解消措置としてモニタリングトラस्टの選任が含まれる近年の事例として、DIC による BASF カラー & エフェクトジャパンの株式取得(令和 2 年度事例集・事例 3)、グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合(令和 2 年度事例集・事例 6)がある。

9 問題解消措置としてディベスティチャトラस्टの選任が含まれる近年の事例として、ダウグループとデュポングループの統合(平成 28 年度事例集・事例 2)、DIC による BASF カラー & エフェクトジャパンの株式取得(令和 2 年度事例集・事例 3)がある。

10 神田哲也・久保文吾「大韓航空によるアジアナ航空の株式取得に関する審査結果について」(公正取引 882 号 78 頁参照。)

III. 2024年5月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2024年5月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Doing Business In... 2024 - Law & Practice
2024年6月(著:[原悦子](#)、[上田潤一](#)、[下尾裕](#)、[後藤未来](#)、[白根信人](#)、[早瀬孝広](#)) Chambers and Partners
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Private Antitrust Litigation 2025 - Japan
2024年6月(著:[石田健](#)) Lexology Panoramic
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 'Chambers Global Practice Guides' on Cartels 2024 - Law & Practice
2024年6月(著:[江崎滋恒](#)、[ムシス バシリ](#)、[石田健](#)、[臼杵善治](#)) Chambers Global Practice Guides
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 公取委、「令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」を公表
2024年6月(著:[中野雄介](#)) 商事法務ポータル
- ◆ 法実務の交差点【知財編】:第3回 知的財産法×独占禁止法—役務委託取引ガイドライン、標準化パテントプールガイドラインと知財実務
2024年5月(著:[清水亘](#)、[石田健](#)) 有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ アルゴリズムの変更が独占禁止法に違反しないとされた事例 -食ベログ事件控訴審-東京高判令和6・1・19
2024年5月(著:[中野雄介](#)) 有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 知っておきたい 取引先企業の価格転嫁へのアプローチサポート/1 発注・受注企業の関係性と価格転嫁交渉における留意点
2024年5月(著:[石田健](#)) 経済法令研究会

IV. 事務所 News(受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士がランクインしております。

◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2024

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 Edition)

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[西向 美由](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 臼杵 善治 (yoshiharu.usuki@amt-law.com)
 - 弁護士 矢上 浄子 (kiyoko.yagami@amt-law.com)
 - 弁護士 李 直玟 (jikhyun.lee@amt-law.com)
 - 弁護士 清水 ゆうか (yuuka.shimizu@amt-law.com)
 - 弁護士 横山 萌香 (moeka.yokoyama@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com